

## 静岡市教育旅行催行事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により教育旅行の実施に困難を生ずる状況を踏まえ、コロナ禍に対応した円滑な教育旅行の実施を支援することにより、本市を目的地とする教育旅行の慣行の醸成を図り、もって本市の歴史及び文化の学びの機会の確保並びに観光振興を図るため、本市を目的地とする教育旅行を感染症対策に配慮した上で催行する旅行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）が学校行事の一環として行う旅行をいう。
- (2) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項の旅行者をいう。
- (3) 観光施設等 名勝地、景勝地、史跡、寺社仏閣、博物館、美術館、資料館、科学館、体験施設、商業施設、飲食店その他市長が適当と認める施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、国内に事業所を有する旅行者で、市長が必要があると認めるものとする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、教育旅行に係る旅行業務を実施する事業のうち次に掲げる要件を全て満たすもので、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 当該年度内に行われる教育旅行であること。
- (2) 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、市内の観光施設等を1施設以上訪問するものであること。
- (3) 教育旅行に係る学校の所在地又は本市において、まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言が発出されている期間内の旅行でないこと。
- (4) 次に掲げるガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえで催行するものであること。

ア 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（令和2年一般社団法人日本旅

行業協会・一般社団法人全国旅行業協会作成)

イ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン (令和2年貸切バス旅行連絡  
会作成)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、旅行の内容及び行程に応じて必要と考えられるガイド  
ライン等

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は公共的団体から他の補助金等の交付を受  
ける場合は、補助事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、教育旅行に参加する児童又は生徒の人数に1,000円を乗じて得た額に  
相当する額の範囲内において市長が定める額とし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、教育旅行催行事業補助金交付申請書 (様式  
第1号) に次に掲げる書類を添付して、出発日の7日前までに市長に提出しなければならない。  
い。

(1) 教育旅行実施計画書 (様式第2号)

(2) 教育旅行行程表 (計画)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を  
審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、  
教育旅行催行事業補助金交付決定通知書 (様式第3号) により、当該申請者に通知するもの  
とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場  
合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6  
条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿  
及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 第4条第1項第3号及び第4号の要件を遵守するとともに、補助事業の実施の可否等に  
ついて疑義が生じたときには、速やかに市長の指示を受けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ教育旅行催行事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、教育旅行催行事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに教育旅行催行事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 教育旅行実施報告書（様式第2号）

(2) 教育旅行行程表（実績）

(3) 宿泊実績を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、教育旅行催行事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、速やかに請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第11条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
  - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (4) 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。